

長井市の中期財政見通し

令和 8 年 6 月

長 井 市

1 はじめに

この「長井市の中期財政見通し」は行財政の運営及び関連する各種計画を見直す際の参考となるよう今後5年間の見通しを示したものです。

長井市第六次総合計画の前期計画及びその関連計画等に基づき事業を実施した場合の歳入と歳出を集計し、その収支を試算しました。収支の試算上の乖離については財源確保対策を行うことにより収支の均衡を図ります。

市民の皆さんのご理解とご協力で成し得た行財政改革の成果により、本市財政は十分とはいえないまでも一定の健全度を保っています。現在、公共施設の整備事業をはじめ、きめ細かなソフト事業など、行財政改革期間中に実施できなかった施策を積極的に進めております。国と地方の社会・経済情勢や人口減少・少子高齢化の状況による影響も見極めつつ、また、大型公共施設にかかる起債の元金償還開始の影響による公債費の増嵩も念頭に、引き続き適切な行財政運営を継続していきます。

2 試算の前提条件

(1) 試算の対象となる会計：一般会計

(2) 試算する期間：令和8年度から令和12年度までの5年間

(3) 試算の方法

歳出については、令和8年度当初予算を基に、「長井市第六次総合計画」及びその関連計画等に基づく事業に関する経費を集計し、計上しました。

試算における歳入、歳出の推計方法は次のとおりです。

歳 入

① 市税

市民税については、生産年齢人口の推移、税制改正による影響額等を見据えて推計しました。固定資産税及び都市計画税については、地価の水準や動向、新築住宅の着工状況及び長井南産業団地への企業立地等を踏まえ推計しました。

② 譲与税・交付金

地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、法人事業税交付金、地方消費税交付金、地方特例交付金等については、令和8年度当初予算を基に推計しました。

③ 地方交付税

普通交付税については、令和８年度当初予算額を基本に、国の地方財政対策が継続することを前提に伸び率を見込みました。基準財政需要額の事業費補正、密度補正及び公債費については、国の令和８年度地方財政計画を基に、個別に加算・減算を行って推計しました。

特別交付税については、現行の算定基準が維持されるものとし、推計しました。

④ 国・県支出金

実施予定の事業について、現行の補助率を適用し推計しました。

⑤ 市債

実施予定の投資的経費について、現行の起債充当率を適用し推計しました。臨時財政対策債については、国の令和８年度地方財政計画において計上がありませんでしたので、後年度も同様に計上されないものとして推計しました。

⑥ その他の歳入

過去の決算額の推移、各年度の動向などを参考に推計しました。

歳 出

① 人件費

職員人件費は、現行の職員数を維持することを前提に、定年延長などの制度改革を踏まえ、退職者数や新規採用者数の動向に合わせた見込額を推計しました。

② 扶助費

令和８年度当初予算計上額を基に、各年度の見込額を推計しました。

③ 公債費

既に発行している市債の元利償還金に、投資的経費の財源として発行する予定の市債の元利償還金を加算し、推計しました。

④ 投資的経費

投資的経費に分類される建設事業費等について、市債の新規発行計画に基づき事業を選定し、推計しました。

⑤ その他の歳出

「長井市第六次総合計画」に基づく実施計画及び令和８年度当初予算計上額を基に、各年度の見込額を推計しました。

3 試算の結果

試算結果は次のとおりです。

(単位：百万円)

		令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
歳 入	市 税	3,330	3,351	3,438	3,436	3,364
	地 方 譲 与 税	169	169	169	169	169
	交 付 金	869	853	853	853	853
	地方特例交付金	26	26	26	26	26
	地 方 交 付 税	6,050	6,002	5,860	5,769	5,770
	国・県支出金	4,577	4,317	3,973	3,460	3,207
	市 債	971	914	914	900	900
	(うち臨時財政対策債)	0	0	0	0	0
	そ の 他	4,402	5,934	4,395	4,571	4,127
	計 (A)	20,394	21,566	19,628	19,184	18,416
歳 出	人 件 費	3,154	3,166	3,177	3,179	3,215
	扶 助 費	3,018	3,077	3,095	3,114	3,271
	公 債 費	1,944	2,020	2,086	2,198	2,285
	物 件 費	4,158	3,721	3,469	3,116	3,126
	補 助 費 等	3,337	3,564	3,387	3,374	3,405
	繰 出 金	1,088	1,088	1,088	1,088	1,088
	投 資 的 経 費	1,664	2,332	2,189	2,029	1,693
	そ の 他	2,031	3,583	2,117	2,277	1,925
	計 (B)	20,394	22,551	20,608	20,375	19,871
歳入・歳出差引 (C) = (A) - (B)		0	△985	△980	△1,191	△1,455

※ 令和8年度については、当初予算額に前年度からの繰越事業費及び令和8年度一般会計補正予算第1号を加算しています。

4 収支の見通し（財源確保対策後）

試算における収支の乖離については、今後も引き続き、歳入・歳出両面における財源確保対策を講じて収支の均衡を図ります。

（単位：百万円）

	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
歳入・歳出差引（C）	0	△985	△980	△1,191	△1,455

歳入 にお ける 対 策	市有財産の処分			15		
	基金の有効活用	△100	18	7	7	6
	うち財政調整基金	△100				
	うち公共施設整備基金					
	うち減債基金		18	7	7	7
	移住・定住の促進、産業団地整備等による効果		10	18	27	40
	観光・交流事業等による効果		1	2	4	6
	介護予防・健康づくり・スポーツ振興事業等による効果		1	1	1	1
	その他の効果	100	500	500	500	500
	計（D）	0	530	543	539	553
歳出 にお ける 対 策	計画的な事業執行 効率的・効果的事業展開 事務事業の見直し 経常経費の節減 市民との協働 民間・他行政機関との連携 等		885	644	770	979
	基金積立による財源調整・後年度負担の軽減		△30	△30	△30	△30
	うち財政調整基金		△30	△30	△30	△30
	うち公共施設整備基金					
	うち減債基金					
	減債対策（繰上償還の実施）		△400	△350	△352	△350
	減債対策（繰上償還の効果）			173	264	303
	計（E）	0	455	437	652	902
財源確保対策の総額（F = D + E）		0	985	980	1,191	1,455

対策後の歳入・歳出差引（C + F）	0	0	0	0	0
--------------------	---	---	---	---	---

5 財政指標等について（普通会計）

収支の見通しを基に、地方財政健全化法において財政健全化の判断基準とされる財政指標の試算結果は次のとおりです。

実質公債費比率については、繰上償還等の対策を講じていきますが、大規模公共施設にかかる起債の元金償還が始まることにより上昇し、令和10年度に17%を超えると見込まれます。また、将来負担比率は200%台で推移する見込みです。実質赤字比率、連結実質赤字比率については数値の計上見込みはありません。

	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
実質赤字比率（%）	—	—	—	—	—
連結実質赤字比率（%）	—	—	—	—	—
実質公債費比率（%）	15.7	16.9	17.0	17.5	17.9
将来負担比率（%）	247.6	219.2	220.9	210.2	203.1

地方債現在高（百万円）	22,967	21,464	20,252	19,001	17,790
うち臨時財政対策債等	(3,556)	(3,184)	(2,813)	(2,443)	(2,074)

財政調整基金残高（百万円）	140	170	200	230	260
---------------	-----	-----	-----	-----	-----

注1：実質公債費比率は財政規模に対する単年度あたりの借入金の返済割合を示すもので、地方公共団体の資金繰りにかかる健全度を示す指標です。3ヵ年の平均値を算出し、25%以上で早期健全化基準（イエローカード）、35%以上で財政再生基準（レッドカード）とされています。また、18%以上になると、起債に際し国の許可が必要となります。

注2：将来負担比率は財政規模に対する負債全体の大きさを示す指標で、中長期的な視点で財政を圧迫する可能性をみるための指標です。早期健全化基準のみが示されており、その基準は350%とされています。

注3：「うち臨時財政対策債等」には臨時財政対策債、地方税減税補填債を計上していますが、これらについては、後年度、地方交付税により全額補てんされる制度となっています。